

参考資料

- 用語解説
- 平成 23 年度学級編制表
- 園児数の推移（平成 14 年度～平成 23 年度）
- 平成 23 年度市町村別園児数
- 幼稚園位置図
- 那珂市立幼稚園対策協議会委員名簿

用語解説（50音順）

○Is値（6ページ）

Is値（構造耐震指標）とは、建物の耐震性能を表わす指標。地震力に対する建物の強度、地震力に対する建物の靱性（変形能力、粘り強さ）が大きいほど、この指標も大きくなり、耐震性能が高くなる。

・Is値の目安（平成18年1月25日国土交通省告示第百八十四号による）

Is<0.3 大地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い

0.3≤Is<0.6 大地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある

0.6≤Is 大地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い

（大地震とは、震度6強～7程度を想定している）

・文部科学省では、公立学校施設の耐震改修の補助要件として、地震時の児童生徒の安全性、被災直後の避難場所としての機能性を考慮し、補強後のIs値が概ね0.7を超えることとしている。

○預かり保育（2ページ）

幼稚園が通常の教育時間以外に行う教育活動。

○一貫教育（8ページ）

幼稚園で行う幼児教育、小学校で行う初等教育、中学校で行う前期中等教育等の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系で行う教育方式。

○いばらき幼児教育プラン（2ページ）

茨城県が平成19年3月に、国の「幼児教育振興アクションプログラム」を受け策定したプラン。本県における幼児教育の在り方を示している。

○学校基本調査（15ページ）

文部科学省が行う統計調査で、学校教育法に規定されるすべての学校、および市町村教育委員会を対象に、毎年実施されている。5月1日時点の学校数、学級数、在学者数、長期欠席者数、教職員数、学校敷地の面積、学校建物の面積、学校経費、卒業生の進路状況などが調査対象となっている。地方交付税算定の資料や教育政策立案の資料など、教育行政の基礎資料を得るために使用されている。

○公立幼稚園再編の基本方針（10ページ）

那珂市における公立幼稚園を再編する指針。平成21年5月に那珂市立幼稚園対策協議会において承認され、次の4項目が示されている。

- ・「一中学校区一幼稚園」の設置を原則とする
- ・私立幼稚園との共存共栄を基本とした運営と整備とする
- ・施設、園舎の整備については、園児数の推移と老朽度を勘案し進める
- ・統廃合については、園児数15人未満を対象基準とする

○国立社会保障人口問題研究所（5ページ）

厚生労働省の附属機関で、人口・経済・社会保障の関連等について調査研究を行っている。

○児童福祉施設（9ページ）

児童福祉施設とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）をはじめとする法令に基づいて児童福祉に関する事業を行う各種の施設。国、都道府県、市町村が設置のほか、社会福祉法人等が設置することができる。

○小一プロブレム（2ページ）

小学校に入学したばかりの一年生が、授業中に座ってられない、話を聞かないなど、集団行動のとれない現象。これまでは、1ヶ月程度で落ち着くと言われていたが長期に継続するようになり、家庭でのしつけや幼稚園・保育所での幼児教育等にも原因があると言われている。

○中央教育審議会（2ページ）

文部科学省におかれている審議会。文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興及び生涯学習の推進等に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣や関係機関に意見を述べる機関。

○通級（7ページ）

通常の学級に在籍し、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴等のあるこどもを対象として、特別な場で特別な教育課程によって指導を受ける制度。

○特別支援教育（7ページ）

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

○幼児教育振興アクションプログラム（2ページ）

幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、国公立の幼稚園、認定こども園における教育の条件整備を中心とした文部科学省の施策に関する計画を定めるとともに、地方公共団体において取り組むことが望まれる施策を示した総合的な行動計画。

○幼稚園教育要領（3ページ）

文部科学省が示している幼稚園における教育課程の基準。学校教育法施行規則の規定を根拠に、幼稚園で実際に教える内容とその詳細について定めている。